

# 健康診断の概要及び基準

## 第一次健康診断

- 1 一般健康診断
  - (1) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
  - (2) 調査（家族歴、既往歴、自覚症状、嗜好等）
  - (3) 血圧測定
  - (4) 診察（会話法聴力検査を含む）
  - (5) 尿検査（蛋白、糖、潜血）
  - (6) 血液検査（血色素量、赤血球数、白血球数、ALT(GPT)、AST(GOT)、 $\gamma$ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、HbA1c、血糖、尿酸）
  - (7) 心電図検査（安静時12誘導）
  - (8) 聴力検査（1,000Hz、4,000Hz）
  - (9) 視力検査（遠見：裸眼または矯正）
  - (10) 総合判定及び結果報告（個人報告書を含む）
  - (11) 胸部X線撮影（直接撮影）
  - (12) 腹部超音波断層撮影
  - (13) B型肝炎検査
  - (14) 血液型検査
  - (15) 糞便塗抹検査
- 2 付加健康診断
  - (1) 血液検査（血小板数、血液像、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH）
  - (2) 眼底検査（両眼）
  - (3) 腹部超音波検査（腹部超音波断層撮影）
- 3 消化器健康診断
  - (1) 第一次健康診断
    - ① 上部消化管X線撮影（デジタル撮影）
    - ② 判定及び結果報告（個人報告書を含む）
  - (2) 第二次健康診断
    - ① 胃内視鏡検査  
組織診（医師が必要と認めた場合実施）  
腹部超音波断層撮影（医師が必要と認めた場合実施）
    - ② 判定及び結果報告（個人報告書を含む）
- 4 大腸がん検診（2日法）
  - (1) 免疫学的便潜血反応検査
  - (2) 判定及び結果報告
- 5 肺がん検診
  - (1) 質問票による自覚症状調査
  - (2) 喀痰細胞診
  - (3) 判定及び結果報告
- 6 C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体）
- 7 前立腺（PSA）がん検査

## 第 二 次 健 康 診 断

- (1) 心疾患検査 血圧測定、診察、胸部X線フィルム読影  
 ※医師の指示により以下の検査を追加  
 (ホルター心電図、心エコー、胸部X線撮影<正面>  
 <肺尖または側面>、心電図検査<安静時12誘導>、CT検査)
- (2) 脂質検査 血液検査 (総コレステロール、中性脂肪、  
 HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- (3) 糖尿病検査 血液検査 (HbA1c、空腹時血糖)
- (4) 腎疾患検査 尿検査 (蛋白、糖、潜血、沈渣)
- (5) 肝疾患検査 血液検査 (AST、ALT、 $\gamma$ -GTP)  
 ※医師の指示により以下の検査を実施  
 血液検査 (HBs抗原精密測定、HCV抗体精密測定)
- (6) 末梢血液一般検査  
 1方式 血液検査 (血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット、  
 血小板数、血清鉄、フェリチン、TIBC、UIBC)  
 2方式 血液検査(上記に加え、血液像)
- (7) 呼吸器検査 診察  
 \* 健診後、診察医が必要と認めた場合、以下の検査を追加  
 ①胸部X線直接撮影  
 ②CT検査  
 ③喀痰検査
- (8) 判定及び結果報告 (個人報告書を含む)

## 婦 人 科 健 康 診 断

- 1 乳がん検診
  - (1) 全員に対して実施する検査
    - ①調査 (家族歴、既往症、自覚症状等)
    - ②乳房診察 (視診、触診)
    - ③乳房X線撮影 (40歳以上の希望者は全員)
  - (2) (1)の検査の結果により、医師が必要と認めた場合追加
    - ①乳房X線撮影
    - ②乳汁細胞診
    - ③超音波検査
- 2 子宮がん検診 (子宮頸がん)
  - (1) 全員に対して実施する検査
    - ①調査 (家族歴、既往症、自覚症状等)
    - ②内診
    - ③コルポスコープ検査
    - ④細胞診 (子宮頸がん)
  - (2) (1)の検査の結果により、医師が必要と認めた場合追加
    - ①組織診
    - ②超音波検査
    - ③子宮内膜細胞診
  - (3) 判定
    - ①1, 2別に医療区分による総合判定 (異常なし、経過観察、要医療) を行う。
    - ②疾病名及び医療指示

## V D T 健康診断

### ・検査内容

- (1) 調査（自覚症状、既往歴、作業状況等の聞き取り）
- (2) 立体視機能検査
- (3) 斜位検査
- (4) 視力検査 ～裸眼視力・メガネ・コンタクト視力～  
(遠距離視力：5 mの検査、近距離視力：50cmの検査)
- (5) 近点距離測定検査
- (6) 屈折力検査
- (7) 握力検査（左・右）
- (8) 総合判定 ～管理区分・勤務区分・医療区分を含む～
- (9) 結果報告（個人報告書2部・一覧表1部）  
\* 個人報告書1部は封入封緘する。

※上記の検査の結果により下記の検査の中から必要な検査を追加実施する。

- A (1) 細隙灯顕微鏡検査
- (2) 眼科医による眼圧検査
- (3) 眼位・眼球運動・輻湊検査
- (4) 眼底検査
- B (1) 整形外科医による診察
- (2) 筋電図検査（誘発筋電図）
- (3) 電気変性反応検査（皮フ温）
- (4) 脈波図検査（指尖、容積、1誘導）